

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人札幌オドオリ大学という。

また英文名を Odori University とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道札幌市中央区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、自分たちの生活をしている札幌、北海道の魅力を発見し、発信する活動を、「地域密着型の生涯学習」・「新しい地域コミュニティづくり」を通じて実践・継続することによって、個人、団体、地域と接続する「プラットフォーム」としての存在価値を見出し、地域振興を図り、地域経済の活性化に貢献し公益の増進に寄与することを目的とする。また、社会教育に関する講演会・イベントや、学校・企業・団体などへの授業カリキュラム提案等の教育事業を行い、あらゆる世代の人々が生涯にわたって学び続け、いきいきとした生活が送れる社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 ①
- (2) 社会教育の推進を図る活動 ②
- (3) まちづくりの推進を図る活動 ③
- (4) 観光の振興を図る活動 ④
- (5) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動 ⑤
- (6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 ⑥
- (7) 環境の保全を図る活動 ⑦
- (8) 災害救援活動 ⑧
- (9) 地域安全活動 ⑨
- (10) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動 ⑩
- (11) 国際協力の活動 ⑪
- (12) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動 ⑫
- (13) 子どもの健全育成を図る活動 ⑬
- (14) 情報化社会の発展を図る活動 ⑭
- (15) 科学技術の振興を図る活動 ⑮

(16) 経済活動の活性化を図る活動 ✓

(17) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動 ✓

(18) 消費者の保護を図る活動 ✓

(19) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動 ✓

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。✓

(1) 特定非営利活動に係る事業 ✓

(ロ) 講演会、講習会、ワークショップ等による教育事業 ✓

(イ) イベント企画、開催事業 ✓

(ウ) 授業カリキュラムの提案事業 ✓

(エ) 調査・研究事業 ✓

(オ) 普及、啓発事業 ✓

(カ) 出版、コンテンツ制作事業 ✓

(ハ) この法人の目的を達成するために必要とする事業 ✓

(2) その他の事業 ✓

(ロ) 役務の提供 ✓

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、収益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。✓

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。✓

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人 ✓

(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体 ✓

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。✓

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。✓

3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。✓

4 理事長は、第2項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。✓

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。／

(会員の資格の喪失)／

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。／

- (1) 退会届の提出をしたとき。／
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。／
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。／
- (4) 除名されたとき。／

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。／

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。／

- (1) この定款に違反したとき。／
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。／

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。／

(拠出金品の不返還)

第12条 会員が既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。／

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。／

- (1) 理事3名以上10名以内／
 - (2) 監事1名以上2名以内／
- 2 理事のうち1人を理事長とする／
- 3 理事のうち、副理事長2名以内をおくことができる。／

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。／

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。／

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超

えて含まれることになってはならない。／

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。／

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。／

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。／

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。／

4 監事は、次に掲げる職務を行う。／

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。／

(2) この法人の財産の状況を監査すること。／

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。／

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。／

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。／

(任期等)

第16条 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。／

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選出されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。／

3 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。／

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。／

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。／

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。／

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。／

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。／

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。／

(報酬等)

- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。／
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。／
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。／

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。／

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。／

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。／

- (1) 定款の変更 ー
- (2) 解散及び合併 ー
- (3) 会員の除名 ー
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更 ー
- (5) 事業報告及び活動決算 ー
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬 ー
- (7) 入会金及び会費の額 ー
- (8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。) ー
- (9) その他新たな義務の負担及び権利の放棄 ー
- (10) 解散における残余財産の帰属 ー
- (11) 事務局の組織及び運営 ー
- (12) その他運営に関する重要事項 ー

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。／

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。／

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。／
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。／
- (3) 監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。／

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。／

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。／

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。／

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。／

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。／

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。／

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。／

(総会での表決権等)

第28条 各正会員の表決権は平等なものとする。／

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。／

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、及び次条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。／

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。／

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。／

(1) 日時及び場所 ー

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。) ー

(3) 審議事項 ー

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果 ー

(5) 議事録署名人の選任に関する事項 ー

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。／

(構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。／

(理事会の権能)

第 31 条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。／

- (1) 総会に付議すべき事項 ．／
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項 ．／
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項 ．／

(理事会の開催)

第 32 条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。／

- (1) 理事長が必要と認めたとき。／
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。／

(理事会の招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。／

- 2 理事長は、前条第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。／
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。／

(理事会の議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。／

(理事会の議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項、

- とする。／
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。／

(理事会の表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なものとする。／

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。／
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第 2 項及び次条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。／

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わるできない。

(理事会の議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する2種とする。

(事業年度)

第 43 条 この法人の事業年度は、毎年 10 月 1 日に始まり、翌年 9 月 30 日に終わる。一

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。一

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。一

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。一

(予備費)

第 46 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。一

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。一

(予算の追加及び更正)

第 47 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。一

(事業報告及び決算)

第 48 条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。一

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。一

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。一

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 2 分の 1 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合轄庁の認証を得なければならない。一

(1) 目的一

- (2) 名称 ✓
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類 ✓
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限る) ✓
- (5) 社員の得喪に関する事項 ✓
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く) ✓
- (7) 会議に関する事項 ✓
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項 ✓
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る) ✓
- (10) 定款の変更に関する事項 ✓

(解散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。 ✓

- (1) 総会の決議 ✓
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能 ✓
- (3) 正会員の欠亡 ✓
- (4) 合併 ✓
- (5) 破産手続開始の決定 ✓
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し ✓

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。 ✓

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。 ✓

(残余財産の帰属)

第 52 条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において決議した者に譲渡するものとする。 ✓

(合併)

第 53 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。 ✓

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 54 条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲示するとともに、電子媒体に掲載して行う。 ✓

第10章 雑則

(細則)

第58条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。←

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。←
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。←

役職名	氏名
理事長	猪熊 梨恵 ←
理事	佐々木 信 ←
理事	橋本 道政 ←
理事	服部 彰治 ←
監事	小林 元 ←

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から第1回通常総会までとする。←
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成25年9月30日までとする。←
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。←
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。←
 - (1) 正会員入会金 30,000円 ←
正会員会費 30,000円/年額 ←
 - (2) 賛助会員費(個人)入会金0円 会費3,000円(1口/年額) ←
賛助会員会費(団体)入会金0円 会費10,000円(1口/年額) ←